

宮城県後期高齢者医療広域連合規則第8号（平成19年3月28日）

職員の勤務時間，休暇等に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は，職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第13号。以下「条例」という。）に基づき，職員の勤務時間，休日及び休暇に関する事項について定めるものとする。

（特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日の基準）

第2条 任命権者は，条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）を定める場合には，勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。次項及び次条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は，条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日を定める場合には，次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

- (1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにすること。
- (2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。

3 前2項の規定は，育児短時間勤務職員等には適用しない。

（平成20年2月・一部改正）

（週休日の振替等）

第3条 条例第5条の規則で定める期間は，同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は，週休日の振替（条例第5条の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務を命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は4時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。

以下この条において同じ。)のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務を命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。)を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更(以下「週休日の振替等」という。)を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等(条例第11条第1項に規定する勤務日等をいう。第17条第1項において同じ。)が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

3 任命権者は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて4時間の勤務時間の割振り変更を行わなければならない。

4 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(平成20年2月・平成22年3月・一部改正)

(休憩時間)

第4条 任命権者は、公務の運営上必要なもので、休憩時間を一斉に与えないことにより実態として休憩の自由利用が妨げられず、かつ、過度な勤務となることがないと認められるときに限り、条例第6条第2項の規定により、休憩時間を一斉に与えないことができる。

(正規の勤務時間以外の時間における勤務)

第5条 条例第7条第1項の規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び庁内の監視を目的とする勤務とする。

2 条例第7条第2項の規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の

運営に著しい支障が生ずると認められる場合とする。

(平成20年2月・旧第6条繰上・一部改正)

第6条 (削除)

(平成20年2月・旧第7条繰上・一部改正, 平成22年8月・削除)

(育児を行う職員の早出遅出勤務の請求手続等)

第7条 職員は、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ条例第8条第1項の規定による請求を行うものとする。

2 条例第8条第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。この場合において、当該通知後に公務の運営に支障が生じる日があることが明らかになった場合にあつては、任命権者は、当該支障が生じる日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、条例第8条第1項の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

(平成20年2月・旧第8条繰上・一部改正)

第8条 条例第8条第1項の規定による請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

- 2 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第8条第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求であったものとみなす。
- 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(平成20年2月・旧第9条繰上・一部改正, 平成22年8月・一部改正)

(介護を行う職員の早出遅出勤務)

第9条 前2条(前条第1項第3号を除く。)の規定は、条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(平成20年2月・旧第10条繰上・一部改正, 平成22年8月一部改正)

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条 条例第9条第1項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。
- (3) 8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

(平成20年2月・旧第11条繰上・一部改正)

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第11条 職員は、深夜における勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに条例第9条第1項の規定による請求を行うものとする。

2 条例第9条第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。この場合において、当該通知後に公務の運営に支障が生じる日があることが明らかになった場合にあつては、任命権者は、当該支障が生じる日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

3 任命権者は、条例第9条第1項の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

（平成20年2月・旧第12条繰上・一部改正）

第12条 条例第9条第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして第10条に規定する者に該当することとなった場合

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号

に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第9条第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を任命権者に届け出なければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(平成20年2月・旧第13条繰上・一部改正)

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第13条 前2条（前条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、前条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(平成20年2月・旧第14条繰上・一部改正，平成22年8月一部改正)

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第14条 職員は、条例第7条第2項の規定によりすることを命ずることができる勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。以下「時間外勤務」という。）の制限を請求する一の期間について、当該期間の初日（第3項の規定による変更があった場合にあつては、当該変更後の時間外勤務の制限を請求する一の期間の初日。以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第9条第2項又は第3項の規定による請求を行わなければならない。この場合において、条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 条例第9条第2項又は第3項の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、条例第9条第2項又は第3項に規定する措置を講ずることが著しく困難であ

るかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

- 3 任命権者は、条例第9条第2項又は第3項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、条例第9条第2項又は第3項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日の変更をした場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 5 任命権者は、条例第9条第2項又は第3項の規定による請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

（平成20年2月・旧第15条繰上・一部改正，平成22年3月・一部改正，平成22年8月・一部改正）

第15条 条例第9条第2項又は第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
- (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
- (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

- 2 時間外勤務制限開始日から起算して条例第9条第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、これらの規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由

が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。

(1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合

(2) 当該請求に係る子が、条例第9条第2項の規定による請求にあつては3歳に、
同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を
任命権者に届け出なければならない。

4 前条第5項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(平成20年2月・旧第16条繰上・一部改正，平成22年8月・一部改正)

(介護を行う職員の時間外勤務の制限)

第16条 前2条（前条第1項第3号並びに同条第2項第1号及び第2号を除く。）

の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第14条第1項から第3項まで及び第5項中「条例第9条第2項又は第3項の」とあるのは「条例第9条第3項の」と、同条第1項中「ならない。この場合において、条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、同条第2項及び第3項中「条例第9条第2項又は第3項に」とあるのは「同項に」と、前条第1項及び第2項中「条例第9条第2項又は第3項」とあるのは「条例第9条第3項」と、同条第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号」とあるのは「前項第1号又は第2号」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(平成20年2月・旧第17条繰上，平成22年8月・一部改正)

(代休日の指定)

第17条 条例第11条第1項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日（条例第10条に規定する祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。）を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（休日を除く。）について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の指定の手續に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

（平成20年2月・旧第18条繰上・一部改正）

（年次有給休暇の日数）

第18条 条例第13条第1項第1号の規則で定める日数は、20日に育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあつては、155時間に条例第2条第2項、第3項及び第4項の規定に基づき定められた育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、1日当たりの平均勤務時間数（4週間を超えない期間内の勤務時間数を同期間内の勤務日数で除して得た時間数をいう。）を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされてる日数を下回る場合には、当該付与すべきものとされている日数とする。

2 前項の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定による採用後の勤務が退職以前の勤務と継続

するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

3 条例第13条第1項第2号の規則で定める日数は、新たに職員となった職員の採用された月に応じ、別表第1の日数の欄に掲げる日数（育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、広域連合長が定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）とする。

4 条例第13条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の残日数（当該日数が20日を超える場合にあっては、20日）を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇に相当する休暇又は年次有給休暇の日数を減じて得た日数（同号に掲げる職員が再任用職員で採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、広域連合長が定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

5 前項の規定の適用を受ける職員のうちその使用した年次有給休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、同項の規定にかかわらず、広域連合長の定める日数とする。

（平成20年2月・旧第19条繰上・一部改正，平成22年3月・一部改正）

（年次有給休暇の繰り越し）

第19条 条例第13条第2項の規則で定める日数は、20日（前条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による日数）とする。

（平成20年2月・旧第20条繰上・一部改正）

（年次有給休暇の単位）

第20条 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。

2 前項の規定にかかわらず、第18条第1項に規定する1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員の年次有給休暇の単位は、1時間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、年次有給休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

(平成20年2月・旧第21条繰上・一部改正，平成22年3月・一部改正)

(病気休暇)

第21条 条例第14条の規則で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

(1) 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病により療養を要する場合 必要と認められる期間

(2) 結核性疾患により療養を要する場合 1年以内で必要と認められる期間

(3) 前2号に掲げる場合以外の負傷又は疾病により療養を要する場合 引き続き90日以内で必要と認められる期間。ただし、別表第2に掲げる疾病については、医師の診断により、さらに引き続き90日以内で必要と認められる期間につき延長することができる。

2 病気休暇の単位は、1日又は1時間とする。

(平成20年2月・旧第22条繰上・一部改正)

(特別休暇)

第22条 条例第15条の規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合 必要と認められる期間
- (2) 職員が裁判員，証人，鑑定人，参考人等として国会，裁判所，地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合 必要と認められる期間
- (3) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い，又は骨髄移植のため配偶者，父母，子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で，当該申出又は提供に伴い必要な検査，入院等をするとき 必要と認められる期間
- (4) 職員が自発的に，かつ，報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で，その勤務しないことが相当であると認められるとき 1 暦年 5 日以内で必要と認められる期間
 - イ 地震，暴風雨，噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
 - ロ 障害者支援施設，特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し，若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって広域連合長が定めるものにおける活動
 - ハ イ及びロに掲げる活動のほか，身体上若しくは精神上の障害，負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動
- (5) 職員が結婚する場合 連続する 7 日以内で必要と認められる期間
- (6) 妊娠中の女子職員が妊娠に起因する障害（つわり）のため勤務することが著しく困難である場合 10 日以内で必要と認められる期間
- (7) 妊娠中の女子職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 1 日 1 時間又は 1 日 2 回各 30 分
- (8) 妊娠中又は出産後 1 年以内の女子職員が母子保健法（昭和 40 年法律第 141

- 号) 第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合 必要と認められる期間
- (9) 妊娠中の女子職員が、その業務が母体又は胎児の健康保持に影響があるとして適宜休息し、又は補食する場合 必要と認められる期間
- (10) 女子職員が妊娠12週未満で流産した場合 10日以内で必要と認められる期間
- (11) 女子職員が8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産を予定している場合 出産の日までの申し出た期間
- (12) 女子職員が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
- (13) 女子職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合 1日2回それぞれ1時間以内又は30分で合計して1日90分以内
- (14) 男子職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合（その妻（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が就労していない場合で、負傷、疾病、心身の障害等の状態にあり、当該子の養育に当たることが困難なとき、又はその妻が介護、就労等のため、男子職員の勤務する時間帯において当該子の養育を現実に行うことができないとき。） 1日2回それぞれ1時間以内又は30分でその妻が取得する時間と合計して1日90分以内
- (15) 女子職員が生理日において勤務することが著しく困難である場合 2日以内
- (16) 職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの間において2日以内で必要と認められる期間
- (17) 職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校の就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないこ

とが相当であると認められるとき

当該期間内において5日以内で必要と認められる期間

(18) 職員の保護する乳幼児が、母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種を受ける場合で、当該職員の介助を必要とするとき 必要と認められる期間

(19) 要介護者の介護，要介護者の通院等の付添い，要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他の要介護者の世話を必要とする場合又は職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）並びに2親等内の血族及び姻族（小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。次号において同じ。）を除く。）が負傷若しくは疾病のため医師の診断により看護を必要とする場合であって当該職員以外に世話をする者がいないとき 1暦年5日（要介護者及び看護を必要とする者が2人以上の場合にあつては，10日）以内で必要と認められる期間

(20) 職員の小学校就学の始期に達するまでの子が負傷又は疾病（予防を図るための予防接種及び健康診断を含む。）のため看護を必要とする場合 1暦年5日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては，10日）以内で必要と認められる期間

(21) 職員の親族（別表第3の親族の欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合 同表の親族の区分に応じ同表の日数の欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔地に赴く場合にあつては，往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

(22) 職員が父母，配偶者及び子の追悼のための特別な行事を行う場合 1日以内

(23) 職員が夏季において盆等の諸行事を行い，又は心身の健康の維持及び増進若しくは家庭生活の充実を図る場合 一の年の7月から9月までの期間内において5日以内で必要と認められる期間

(24) 地震，水害，火災その他の災害，交通機関等の事故，法令の規定に基づく交通

遮断又は隔離その他の不可抗力の原因により、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

(25) 職員が結核性疾患にかかり、特に療養の必要がないが一定の期間内において1日の勤務時間を軽減する必要がある場合 必要と認められる期間

(26) 職員が学校教育法（昭和22年法律第26号）第54条の規定に基づく高等学校の通信教育生徒又は同法第84条の規定に基づく大学の通信教育学生となり、定められた面接授業に出席する場合 必要と認められる期間

(27) 職員が国が行う職務の遂行に必要な資格試験を受ける場合 必要と認められる期間

(28) 職員が国、県その他の公共的団体から表彰を受けるため、表彰式に出席する場合 必要と認められる期間

(29) 職員が国際的な運動競技会又は国、地方公共団体若しくはこれに類する団体が主催する運動競技会に、選手又は役員として参加する場合 必要と認められる期間

(30) 職員が職務に関連があると認められる海外視察及び海外派遣団に参加する場合 必要と認められる期間

(31) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が特に必要と認め広域連合長の承認を得た場合 承認を得た期間

2 特別休暇の単位は、1日又は1時間（前項第7号、第13号及び第14号の場合にあつては1時間又は30分、同項第9号の場合にあつては15分）とする。ただし、特別休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

（平成20年2月・旧第23条繰上・一部改正，平成21年3月・平成22年3月・平成22年8月・一部改正）

（介護休暇）

第23条 条例第16条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者であつて職員と同居しているものとする。

(1) 祖父母、配偶者の祖父母、孫、兄弟姉妹、配偶者の兄弟姉妹及び兄弟姉妹の配偶者

(2) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者

2 条例第16条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

(平成20年2月・旧第24条繰上・一部改正)

(病気休暇及び特別休暇の承認)

第24条 条例第17条の規則で定める特別休暇は、第22条第1項第11号から第13号までの休暇及び同項第15号の休暇とする。

(平成20年2月・旧第25条繰上・一部改正)

第25条 任命権者は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第29条第1項において同じ。）の請求について、第21条第1項各号に定める場合又は第22条第1項各号に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができると思われる場合は、この限りでない。

(平成20年2月・旧第26条繰上・一部改正)

(介護休暇の承認)

第26条 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第16条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(平成20年2月・旧第27条繰上・一部改正)

(年次有給休暇，病気休暇及び特別休暇の請求等)

第27条 年次有給休暇，病気休暇又は特別休暇（第22条第1項第12号の休暇を除く。）を請求しようとする職員は，あらかじめ任命権者に申し出なければならない。ただし，病気，災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ申し出ることができなかつた場合には，その事由を付して事後において速やかに申し出なければならない。

2 第22条第1項第12号に定める場合に該当することとなった女子職員は，その旨を速やかに任命権者に届け出なければならない。

(平成20年2月・旧第28条繰上・一部改正)

(介護休暇の請求)

第28条 介護休暇を請求しようとする職員は，あらかじめ任命権者に申し出なければならない。

2 前項の場合において，条例第16条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇を請求しようとするときは，2週間以上の期間について一括して申し出なければならない。

(平成20年2月・旧第29条繰上・一部改正)

(病気休暇，特別休暇及び介護休暇の承認の決定等)

第29条 病気休暇，特別休暇又は介護休暇の請求があつた場合においては，任命権者は，速やかに承認するかどうかを決定するものとする。ただし，介護休暇の請求があつた場合において，当該請求に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して1週間を経過する日（以下この項において「1週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については，1週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

2 任命権者は，病気休暇，特別休暇又は介護休暇について，その事由を確認する必

要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(平成20年2月・旧第30条繰上)

(その他の事項)

第30条 第6条から第9条までに規定するもののほか早出遅出勤務に関し必要な事項、第10条から第16条までに規定するもののほか勤務の制限に関し必要な事項及び第18条から前条までに規定するもののほか休暇に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

(平成20年2月・旧第31条繰上・一部改正)

(非常勤職員の勤務時間及び休暇の基準)

第31条 広域連合長が別に定める場合を除き、任命権者は、条例第19条の規定により非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）の勤務時間を定める場合には、当該勤務時間が常勤の職員の1週間の勤務時間の4分の3を超えず、かつ、1日につき7時間45分を超えない範囲内となるようにするものとする。

2 広域連合長が別に定める場合を除き、任命権者は、条例第19条の規定により非常勤職員の休暇について定める場合には、当該休暇が常勤の職員に適用される休暇の範囲内となるようにするものとする。

(平成20年2月・旧第32条繰上・一部改正，平成22年3月・平成22年8月・一部改正)

(臨時職員の勤務時間及び休暇の基準)

第32条 前条の規定は臨時職員について準用する。この場合において同条第1項中「非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。次項において同じ。）」とあるのは「臨時職員」と、「1週間の勤務時間の4分の3を超えず」とあるのは「1週間の勤務時間を超えず」と、同条第2項中「非常勤職員」とあるのは「臨時職員」と読み替えるものとする。

(平成22年8月追加)

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月18日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年3月23日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第22条第1項第2号の改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

附 則 (平成22年3月24日規則第1号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年8月11日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に使用された改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第22条第1項第19号及び第20号の休暇については、それぞれ改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則第22条第1項第19号及び第20号の休暇として使用されたものとみなす。

別表第1 (第18条関係)

(平成20年2月・一部改正)

採用された月	日数
1月	20日
2月	19日
3月	17日
4月	15日
5月	14日
6月	12日
7月	10日
8月	9日
9月	7日
10月	5日
11月	4日
12月	2日

別表第2（第21条関係）

（平成20年2月・一部改正）

- | | |
|---|---------------------------------------|
| 1 | 高血圧症（脳卒中を含む。）、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病 |
| 2 | 精神又は神経に係る疾病 |
| 3 | 妊娠悪阻、切迫流産、子宮外妊娠、胎状奇胎、後期妊娠中毒症 |
| 4 | 前3号に掲げるもののほか、治療困難な疾病で広域連合長が特に必要と認めるもの |

別表第3（第22条関係）

（平成20年2月・一部改正）

親 族	日 数	
	血 族	姻 族
配 偶 者	10日	
父 母	7日	5日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
子	5日	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
祖 父 母	3日（職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
孫	1日	
兄弟姉妹	3日	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
おじおば	1日（職員が代襲相続し、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）	1日